

◎新潟県告示第325号

新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）第108条の規定により、次の免税軽油使用者証は亡失した旨の届出があったので無効とする。

平成26年3月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

業 種	使用者証 番 号	有効期間	免税軽油使用者証に記載さ れた使用者の住所及び氏名	交付 地域振興局	紛失 年月日
漁船以外 の船舶	上振税 第1220001号	平成25年9月6日 ～ 平成27年3月31日	上越市港町2丁目10-63 株式会社 ミツミ	上越 地域振興局	平成25年 9月17日